

農業収入を「業務に係る雑所得」として申告される方へ

令和4年10月7日付けで、国税庁より「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）が発出されました。

この通達は、業務に係る雑所得に該当する所得を例示するとともに、**給与所得者等が副業や兼業で得た所得について**、事業所得と認められるかどうかの判定方法の考え方を明確にしたものです。

この通達を基に「フローチャート」を作成し、ご自身で判定していただいた結果、雑所得となられた方につきましては、**他の所得と損益通算ができませんので、所得税や個人住民税、国民健康保険税（または料）などにおいて、例年よりも税額が増額となる可能性があります。**

令和【 】年分 収支内訳書 雑所得（農業用）		
------------------------------------	--	--

（単位：円）

収入	販売価格		農作物の販売などで得た金額
	家事消費		自家用に消費した農作物の金額
	その他（雑収入）		上記以外の収入金額（中山間交付金、出荷奨励金、各種補助金など）
★収入合計 ①			

経費	種苗費		種もみ、苗類、種いもなどの購入費
	肥料費		肥料の購入費
	飼料費		飼料の購入費
	農具費		取得価格が10万円未満、または、使用可能期間が1年未満の農具の購入費
	農薬衛生費		農薬の購入費用や共同防除費等
	諸材料費		ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
	修繕費		農機具、農用自動車、農業用建物および施設などの修理に要した費用
	動力光熱費		農業に要した電気、水道料金、ガス代、灯油、ガソリンなどの燃料費
	作業用医療費		作業衣、地下足袋、長靴、軍手などの購入費用
	租税公課費		農地の固定資産税、農作業用車の自動車税など
	減価償却費		農業用建物、農機具、車両等の償却費
	その他（雑費）		農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費
★経費合計 ②			収入・経費の区分の判断が難しい場合は、★の部分にそれぞれ合計を記入してください。

★雑所得（ 収入合計 ① - 経費合計 ② ） =
